

貸金業者登録申請の手引き

第2章 様式の記入例と説明

I 登録申請書

1	登録申請書・表紙（別紙様式第1号第1面）	15頁
2	登録の区分等（別紙様式第1号第2面）	17頁
3	令第3条に規定する使用人（別紙様式第1号第3面）	21頁
4	営業所等の名称及び所在地（別紙様式第1号第4面）	23頁
5	法第4条第1項第7号に規定する電話番号その他の連絡先等（別紙様式第1号第5面）	25頁
6	業務の種類（別紙様式第1号第6面）	27頁
7	業務の方法（別紙様式第1号第7面）	31頁
8	他に行っている事業の種類（別紙様式第1号第8面）	35頁
9	登録免許税領収書、収入印紙又は証紙貼付欄（別紙様式第1号第9面）	36頁

II 添付書類

1	誓約書（別紙様式第1号の2）	37頁
2	履歴書（別紙様式第2号第1面）	39頁
3	規則第4条第2項に規定する書類の貼付欄（別紙様式第2号第2面）	41頁
4	沿革（申請者以外の法人役員が作成）	43頁
5	株主又は社員の名簿・親会社の株主又は社員の名簿（別紙様式第3号）	45頁
6	登録申請者、重要な使用人及び貸金業務取扱主任者の氏名等（別紙様式第3号の2）	47頁
7	財産に関する調書（別紙様式第4号）	49頁
8	貸付けの業務の経験者の業務履歴書（別紙様式第4号の2）	51頁
9	指定紛争解決機関との契約締結等の状況（別紙様式第4号の2の2）	55頁

★37頁以降に掲載した添付書類の様式については、申請書本体と区別しやすくするために、ページの右上部に【添付書類】と表記してあります。

提出時に作成する書類には、【添付書類】の文字は入れないでください。

【更新の登録申請はいつまでに行う必要があるのか？】

更新の登録申請を行う場合、有効期間の満了の2ヶ月前までに申請を行う必要があります。

有効期間満了の2ヶ月前までに更新の登録申請を行わないと一旦不更新扱いになり、貸金業者登録が失効しますので注意して下さい。**（2ヶ月前までに正式に受理されることが必要）**

※更新の登録申請の申請期間は、登録行政庁毎に「5ヶ月前～2ヶ月前」など別々に定められていますので、申請期間を確認し、その期間中に必ず提出を行って下さい。

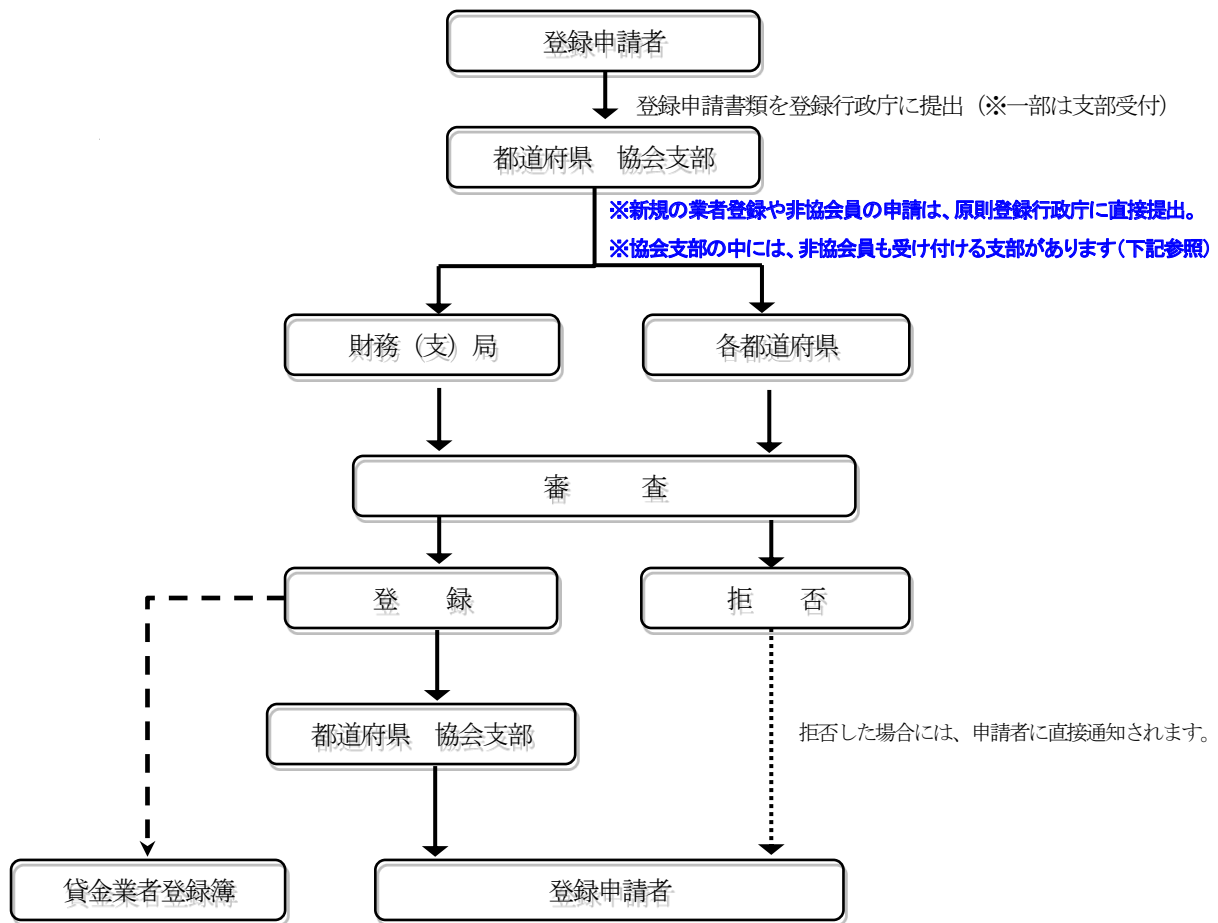
※登録申請の内容に不備がある場合、申請期間内に提出されても正式な申請として受理されないことがありますので、**更新の登録申請の2ヶ月前ギリギリにならないよう余裕をもって提出**して下さい。

【申請書等の様式や記載例について】

本手引きの申請書等の様式や記載例は、あくまで原則を記載したものです。

登録行政庁により、個別に様式や記載方法が異なる場合がありますので、作成前に確認して下さい。

《 一 登録までの流れ 一 》



◆登録簿は一般の閲覧に供されます。

※新規登録や非協会員には、登録行政庁から直接登録通知等が交付されます。

◆登録業者の公表

金融庁HP

※貸金業者登録簿に掲載された業者は、金融庁の「[登録貸金業者情報検索](#)」で誰でも検索できます。

情報検索のアドレス <http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>

◆登録申請書の受付について—新規登録や非協会員については原則登録行政庁に直接提出—

各都道府県にある協会の支部は、協会員が登録行政庁に提出する申請書や届出書等の受付を行っています。新規登録申請や非協会員は、登録行政庁に直接提出するのが原則になります。

ただし、以下記載の都県については、非協会員も協会支部を経由して行政に申請書や届出書等を提出することになっています。ご不明の点がありましたら、各都道府県の協会支部にお問い合わせ下さい。

【協会員以外でも受付を行う支部】

秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、栃木県、静岡県、和歌山県、三重県、広島県、徳島県、熊本県、大分県、福岡県、佐賀県、長崎県

【日付】平成●●年●●月●●日

関東財務~~(支)~~局長
殿
~~知事~~

【住所】 (郵便番号 100 - 0004)

申請者 住 所 東京都千代田区大手町1丁目1番1号

(※注 「ビル名について」参照)

電話番号 (03) 1100-0001

【商号又は名称】

商 号
又は名称 大手町サービス株式会社

氏 名 代表取締役 中央 太郎 ⑩

(法人にあつては、代表者の氏名)

法定代理人
氏名、商号
又は名称 ⑩

登 録 申 請 書

貸金業法第3条第1項の規定により貸金業者の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

(記載上の注意)

不要な字句は消して使用すること。

〔記載方法〕

【 】は、説明を行う該当箇所を明示するため説明用項目です。

- 1 【日付】は、登録申請を実際に行う日を記載します。

更新の登録申請を行う場合、**有効期間満了の2か月前までに申請を行う必要**があります。

(施行規則第5条)

【注意—有効期間満了の2か月前までに更新の登録申請を行わない場合登録が失効します】

有効期間満了の2か月前までに更新の登録申請を行わないと不更新の扱いになり、貸金業者登録が失効しますので注意して下さい。不更新後に登録申請を行う場合、新規登録の扱いになります。**登録が失効した場合**、新たに貸金業者登録を行わない限り、新たな貸付け契約等は行うことができなくなります。

- 2 【住所】は、「1-1-1-101」などのような**省略表記を行わず**、「1丁目1番1号 千代田中央ビル101号室」と正しく記載して下さい。

★【住所】は、法人の場合、登記簿上の本店又は主たる事務所の所在地、個人の場合は現住所（現住所において貸付けに関する業務を営まない場合には、貸付けに関する業務に係る主たる営業所等の所在地）を記載して下さい。

【※注一 ビル名について — 登記簿上の所在地にビル名が含まれていない場合】

登記簿上の所在地にビル名が含まれていない場合、ビル名の記載は原則不要です。

※一部、ビル名を求める登録行政庁もありますので、その場合は指導に従ってください。

- 3 【商号又は名称】

- (1) 法人の場合

商業登記簿（法人の登記事項証明書に記載された商号）に記載された商号を記載して下さい。

- (2) 個人の場合

商号登記を行っているときは、その商号を記載して下さい。

商号登記を行っていない場合は、屋号等の名称のうち1つを記載することができます。

- 4 【氏名】については、登録申請者が外国人の場合で、住民票に通称が記載されている時は、当該通称をカッコ書きで併記することができます。

- 5 「㊟」—実印を押印して下さい。

ア 法人の場合、法務局に提出（印鑑登録）した法人代表者の届出印（代表印）を押印して下さい。

イ 個人の場合は、市区町村で証明を受けることができる印（実印）を押印して下さい。

- 6 「法定代理人 氏名、商号又は名称 ㊟」は、未成年者が貸金業を営む場合に法定代理人の氏名を記載して下さい。

この場合の㊟は、法定代理人が市区町村で証明を受けることができる印（実印）を押印して下さい。

なお、記載を要しない場合は、二本線で消して下さい。

※「法定代理人」は、親権者や未成年後見人を指します。

2011年6月3日に公布された「民法等の一部を改正する法律」により、未成年後見人は、複数人あるいは法人を選任することが可能となりましたので、法定代理人欄の表記が「氏名、商号又は名称」に変わりました。（施行日は平成24年4月1日……法改正）